

# 金融指標の規制のあり方に関する検討会 議論の取りまとめの概要

LIBOR等の不正操作事案の発生を受けて、金融指標の算出手続に関して以下の問題が提起され、国際的に議論

- ① 不正操作の機会の存在 ② 情報開示の不足 ③ 利益相反の内在 等

## 国際的な規制導入の動き

IOSCO: 算出者が遵守すべき事項等をまとめた「金融指標に関する原則」(IOSCO原則)を公表(2013.7)

(注)IOSCO原則の主な内容: ①算出者のガバナンス ②指標の品質 ③指標の算定手法の品質 ④算出者の説明責任 等の確保

英国: LIBORに関する規制法を施行(2013.4)

欧州: EURIBORをはじめとする金融指標に関する規則案を公表(2013.9) 等

(注)欧州域外で算出される指標を欧州域内で使用する条件として、算出者の母国における規制と欧州規制との同等性評価を要求

我が国金融取引の基礎として幅広く使用されている金融指標に対して公的規制を導入することが必要

## 公的規制のあり方

### 基本的な考え方

1. 「金融商品取引法」に基づく規制
2. 「IOSCO原則」に沿った規制

3. 当面の規制対象は「LIBOR」
4. 中心的な規制対象者は「算出者」

### 算出者に対する規制

#### 1. 規制の枠組み

特定の金融指標の算出者を「指定」

#### 2. 具体的な規制内容

指定を受けた算出者に対し、「業務規程」の作成・遵守等を義務付け

#### 3. 検査・監督の枠組み

報告徴取・立入検査等の検査・監督の枠組みを整備

#### 4. 継続性の確保

指標算出の継続性を確保するため、コンティンジェンシープランの策定等を義務付け

### 呈示者に対する規律

1. 算出者と呈示者との間で「行動規範」を締結させ、算出者を通じて間接的に規律付け

2. 金融商品取引業者等である呈示者に対し、データの不正呈示に関する罰則を導入